

## 県立野外活動センターの本館、宿泊棟施設の存続を求める意見書

野外活動センターは学校団体を多数受け入れることのできる県内唯一の県立の宿泊施設であり、「森林環境教育」や「自然体験活動」の拠点として、学校教育並びに社会教育を始め、多くの県民や近隣他府県の学校団体等にサービスを提供しています。しかし、多数の利用があるにもかかわらず、現在、施設の老朽化、財政面を理由に本館及び体育館等宿泊関連施設が閉鎖の方向で検討されています。

平成23年度完成実施の新学習指導要綱では、長期の自然体験、集団宿泊体験が重視されており、小学校においては、4泊程度の宿泊活動が例として挙げられ、このような体験の大切さが全国的に見直されています。

繁忙期は、県内施設は満員の状況です。大規模人数の宿泊受け入れが可能な宿泊施設が閉鎖された場合、現在利用している県内の多くの小学校が他府県の施設の利用を余儀なくされ、その影響は大きく、各家庭の経済負担も増大します。

最近の気象状況の急変による豪雨等に対応できる避難場所、雨天が続くときの活動施設として、危機管理や衛生管理を考え、本館施設、宿泊棟施設を兼ね備えた、野外活動センターの役割は大きくなっています。

よって県におかれては、本館管理棟及び宿泊関連施設を存続されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月9日

大和高田市議会